

政令第九十七号

株式会社企業再生支援機構法施行令の一部を改正する政令

内閣は、株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第四十三条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

株式会社企業再生支援機構法施行令（平成二十一年政令第二百三十四号）の一部を次のように改正する。  
第二条中「一兆六千億円」を「三兆円」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

## 理由

株式会社企業再生支援機構の行う業務の状況に応じ、その適正な運営を図るため、同機構の借入金の現在額及び社債の元本に係る債務の現在額の合計額の限度額を引き上げる必要があるからである。